



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 B 13 14 15 17 18 19

48-2

きかは便郵

石川三四郎様

市外流橋町毎
七三八

二月十九日

(二)

年止区官局
百十三

内山岩之丞

送製局刷印

行發省信速

71
6204
14



書面を中へお入れ、裁判も併定したし
たるとの上、何事身心の侵害たる奏書
右折一、(僅の裁判は三月廿一日に於て)
これ等の遺義、新村君の手を以て返却
する、阿部清君の馬込を以て見たり、
其新馬込の人達の煩悩がソカにあるかと
察するに足らざる、
私事に在るを以て、生活には此等の研究
は著しきを得るを執意したし、
ボツト英波をやつて居る、
君が生れしてからでも宜しいから、
美濃改正澤一のハイブルを賭未して
入れらば、神田の山岸に申して
いたした、金は山岸の方にあるから、
君から賭未の方の常をもつて、
其外英波の仕をよつて、
したる者、山岸の方の手を以て、
君も頼むであらう、其種
りて承知を致す、
新田婦は此儘にあらせ、
宜しく申しして、

以上